

◇届出日・算定期等

訪問・通所・居宅介護支援

毎月15日以前に届出 ⇒ 翌月から算定可能

毎月16日以後に届出 ⇒ 翌々月から算定可能

居住系・短期入所

届出が受理された日の翌月から算定可能

届出が受理された日が月の初日の場合は、届出した月から算定可能